

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第7次報告

平成23年7月

目次

【本編】

はじめに	1
I. 検証の対象とした事例及び検証方法	2
II. 個別調査票による集計結果に関する考察	4
III. 個別ヒアリング調査結果	19
IV. 0日・0か月児の事例についての検証	34
V. 検証に関する調査結果	56
VI. 課題と提言	59
おわりに	67
○ 「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」委員名簿	
○ 「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」開催経過	
○ 「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」現地調査経過	68

【資料編】

資料1 死亡事例集計結果	70
資料2 第1次報告から第7次報告の集計結果と推移	114
資料3 地方公共団体の検証実施状況等について	133
1. 地方公共団体の第三者検証の実施状況	
2. 地方公共団体の検証組織の設置状況	
3. 地方公共団体の検証における提言に対する取組状況	
4. 国の検証報告の活用状況	

本 編

はじめに

子ども虐待については、平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）が制定されるとともに、児童福祉法も順次改正され、子ども虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など子どもの虐待を防ぐために、切れ目のない支援が行われるよう、対策が推進されてきた。

子どもの虐待による死亡事例等の分析・検証を行い、事例から明らかになった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成 16 年 10 月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下「委員会」という。）が設置され、これまで 6 次にわたって報告を取りまとめてきた。しかし、児童相談所及び市町村における児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しているとともに、虐待による死亡事例は後を絶たない状況で、児童相談所や市町村ほか関係機関が関わっていたにもかかわらず死亡に至った事例も依然として少なくない。

委員会においては、第 7 次報告として、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間の事例について分析・検証を行うとともに、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に地方公共団体で検証が行われた事例について、提言に対する取組状況や、国の検証報告の活用状況について調査した結果により明らかになった課題について、具体的な改善策を提言した。

また、第 6 次報告で、特に 0 歳児の死亡事例のうち、月齢 0 か月児が 66.7%（構成割合）、日齢 0 日児が 61.5%（構成割合）と多かったため、第 1 次から第 7 次調査までの対象事例における 0 日・0 か月児^{注 1)}の死亡について分析・検証を行い、その結果を踏まえ改善策を提言した。

虐待による痛ましい被害や死亡事例をなくしていくためには、心中事例や出産後殺害・遺棄する事例についても分析・検証を行い、その結果を虐待対応及び虐待を予防する子育て支援活動や母子保健活動等に活かしていくことの重要性が、第 7 次報告において改めて明らかになっている。全国の子ども虐待の対応に携わる関係者や、妊娠期からの育児支援に携わる関係者は、もう一度、日頃の虐待対応や育児支援、リスクアセスメント、情報収集等について振り返っていただきたい。本報告書が多くの関係者の目に触れ、今後の虐待対応や虐待防止に活かされ、虐待による死亡事例がなくなることを期待している。

また、都道府県等におかれては、重大な子ども虐待事例が生じた場合には、児童相談所等の関与の有無に関わらず、確実な分析・検証の実施を図られたい。

注 1) 日齢 0 日から月齢 1 か月未満の児。

I 検証の対象とした事例及び検証方法

1 用語の定義について

虐待により死亡した子どもの事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例（未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。）に区別していたが、第7次報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「心中」事例は従来どおりとした。なお、「心中」事例も、保護者が児童を殺害するという態様に照らせば、虐待による死亡であることには変わりなく、今後も引き続き委員会の分析・検証の対象とすることとしている。

2 対象事例

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの12か月間に発生又は表面化した子ども虐待による死亡事例を対象とした。

3 検証方法

1) 調査票による調査

厚生労働省が都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の児童福祉主管課に対し、事例の概要、子どもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応、検証機関の設置状況等の詳細について、調査票を送付し回答を求めた。

2) ヒアリングによる調査

(1) 事例についての調査

調査票により調査した事例のうち、都道府県等において検証が実施されたものの中で、特徴的な事例や重大と考えた事例について、さらに詳細な事実確認により改善策を検討するために、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

(2) 0日・0か月児の死亡事例についての検証

第6次報告では、0日・0か月児の虐待死の事例数が多かったため、第1次から第7次までの対象期間の全事例について分析を行った。また、第6次報告の対象事例のうち0日・0か月児の事例について都道府県等において検証が実施され、情報が蓄積されている事例を選定しヒアリングを実施した。

(3) 地方公共団体の検証についての検証

都道府県等の検証報告書等を基に、検証方法及び検証を実施するにあたっての課題などについて、当該検証組織の代表者、都道府県等及び関係機関等を対象に、ヒアリングを実施した。

3) 分析

1)、2)の結果を基に、事例の総体的な分析を行うとともに、個別事例から明らかとなった課題等について分析した。

なお、第7次報告では、個別事例について検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮した。